

承第2号

専決処分の承認について（下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例）

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年4月30日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が、令和7年3月31日に公布され、その一部が令和7年4月1日に施行されることに伴い、下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 6 号

専決処分書（下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

下呂市長　　山　内　　登

# 下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例

(下呂市税条例の一部改正)

第1条 下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を下呂市公告式条例（平成16年下呂市条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、下呂市公告式条例（平成16年下呂市条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p>
<p>(所得控除)</p>	<p>(所得控除)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額を</u>、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除</p>	<p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額を</u>、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除</p>

改 正 後	改 正 前
<p>く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るもの）を除く。）、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）を除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u></p>	<p>く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るもの）を除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u></p>
<p>2～8　（略）</p> <p>9　市長は、市民税の賦課徴収について必要</p>	<p>2～8　（略）</p> <p>9　市長は、市民税の賦課徴収について必要</p>

改 正 後	改 正 前
<p>があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2）　（略）</p> <p>（3）　扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名</p> <p>（4）　（略）</p>	<p>があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2）　（略）</p> <p>（3）　扶養親族の氏名</p> <p>（4）　（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2～6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日まで</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由し</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>て、市長に提出しなければならない。</p>
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 扶養親族又は特定親族の氏名	(3) 扶養親族の氏名
(4) (略)	(4) (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
<p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>	<p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>
<p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
2 (略)	2 (略)

改 正 後	改 正 前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超える、0.09リットル以下のもの <u>（ウに掲げるものを除く。）</u> 又は定格出力が0.6キロワットを超える、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額 <u>2,000円</u></p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>（ウに掲げるものを除く。）</u> 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超える、0.09リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワットを超える、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請</p>

改 正 後	改 正 前
<p>書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下の号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力（<u>第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力</u>）</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>（身体障がい者等に対する種別割の減免）</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法</p>	<p>書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下の号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>（身体障がい者等に対する種別割の減免）</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(昭和38年法律第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等<u>若しくは身体障がい者等</u>と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報<u>を</u>いう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前年度の種別割の減免を受けている者が、同一の事由により継続して減免を受けようとする場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証の提示並びに次の各号に掲げる事項の一部の記載を省略して申請することができる。</p>	<p>(昭和38年法律第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等<u>又は身体障がい者等</u>と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前年度の種別割の減免を受けている者が、同一の事由により継続して減免を受けようとする場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証の提示並びに次の各号に掲げる事項の一部の記載を省略して申請することができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証の提示並びに次の各号に掲げる事項の一部の記載を省略して申請することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の<u>2</u>第2項第1号に規定する免許情報記録  <u>(以下この号において「免許情報記録」という。)</u>の番号、運転免許の年月日、  <u>運転免許証又は免許情報記録の有効期限</u>並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>3</u> 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び<u>有効期限</u>並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保</p>

改 正 後	改 正 前
<p>有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）            (法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(入湯税の課税免除)</p>	<p>有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）            (法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(入湯税の課税免除)</p>
<p>第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。</p> <p>(1) <u>12歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p>	<p>第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。</p> <p>(1) <u>年齢12歳未満の者</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p>
<p>第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この</p>	<p>第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この</p>

改 正 後	改 正 前
<p>号において同じ。) 又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下の号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>号において同じ。) 又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下の号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 (略)</p> <p>2～22 (略)</p> <p>23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>27・28 (略)</p>	<p>第10条の2 (略)</p> <p>2～22 (略)</p> <p>23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>27・28 (略)</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～13 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>15・16</u> (略)</p> <p>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 法附則第16条の2第1項 (同条第2項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日 (第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項 (同条第7項において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日) までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は</p>	
	<p><u>14・15</u> (略)</p> <p>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 法附則第16条の4第1項 (同条第2項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日 (第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項 (同条第7項において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日) までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和7年度分及び令和8年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定す</p>	<p>法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法<u>附則第16条の2第3項</u>に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 法<u>附則第16条の2第3項</u>の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p>	<p>る特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法<u>附則第16条の4第3項</u>に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 法<u>附則第16条の4第3項</u>の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p>
<p>4 法<u>附則第16条の2第9項</u>の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p><u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u></p>	<p>4 法<u>附則第16条の4第9項</u>の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<u>巻たばこの 1 本に換算する方法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ</u> <u>当該加熱式たばこの重量の0.2グラム</u> <u>をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方</u> <u>法。ただし、当該加熱式たばこの品目ご</u> <u>との 1 個当たりの重量が 4 グラム未満で</u> <u>ある場合にあっては、当該加熱式たばこ</u> <u>の品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの</u> <u>20本に換算する方法</u>	
<u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同</u> <u>項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるも</u> <u>の及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を</u> <u>受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこ</u> <u>の本数に換算する場合における計算は、売</u> <u>渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごと</u> <u>の 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの</u> <u>品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各</u> <u>号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重</u> <u>量を紙巻たばこの本数に換算する方法によ</u> <u>り行うものとする。</u>	
<u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこ</u> <u>の品目ごとの 1 個当たりの重量に0.1グラム</u> <u>未満の端数がある場合には、その端数を切</u> <u>り捨てるものとする。</u>	
<u>4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第</u> <u>93条の 2 の規定により製造たばことみなさ</u> <u>れるものに限る。）のうち、次に掲げるも</u> <u>のについては、同号ただし書の規定は、適</u> <u>用しない。</u>	
<u>(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこ</u> <u>と併せて喫煙の用に供されるもの</u>	

改 正 後	改 正 前
(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ (第93条の2の規定により製造たばこと みなされるものを除く。)と併せて喫煙 の用に供される加熱式たばこ(同条の規 定により製造たばことみなされるものに 限る。)であって当該加熱式たばこのみ の品目のもの	

(下呂市宿泊税条例の一部改正)

第2条 下呂市宿泊税条例（令和6年下呂市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別徴収義務者の申告等)  第8条 旅館業等を営もうとする者（以下の条において「開業者」という。）は、当該旅館業等を開始する日の前日まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあっては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。  (1) 開業者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は事務所若しくは事業所の所在地、名称及び法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）。ただし、個人番号を有しない者にあっては開業者の住所及び氏名、法人番号を有しない者にあっては事務所又は事業所の所在地	(特別徴収義務者の申告等)  第8条 旅館業等を営もうとする者（以下の条において「開業者」という。）は、当該旅館業等を開始する日の前日まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあっては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。  (1) 開業者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は事務所若しくは事業所の所在地、名称及び法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）。ただし、個人番号を有しない者にあっては開業者の住所及び氏名、法人番号を有しない者にあっては事務所又は事業所の所在地

及び名称。 (2)～(5) (略) 2～5 (略)	及び名称。 (2)～(5) (略) 2～5 (略)
---------------------------------	---------------------------------

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中下呂市税条例第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 第1条中下呂市税条例附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第1条中下呂市税条例第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

### (公示送達に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の下呂市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

### (市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の下呂市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第

36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、下呂市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 下呂市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 【参考資料】

### 下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が、令和7年3月31日に公布され、その一部が令和7年4月1日に施行されることに伴い、当該条例等の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 公示送達制度の見直しに伴い、対応する規定を改めます。

(第1条による改正中第18条、第18条の3関係)

(2) 個人住民税の特定親族特別控除の創設に伴い、対応する規定を改めます。

(第1条による改正中第34条の2、第36条の2第1項、第36条の3の2、第36条の3の3関係)

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による条ズレに伴い、対応する規定を改めます。

(第1条による改正中第36条の2第9項、第63条の2、第89条第2項第2号、第139条の3、第149条、第2条による改正中第8条関係)

(4) 軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直しに伴い、対応する規定を改めます。

(第1条による改正中第82条、第89条第2項第5号関係)

(5) 道路交通法の改正によるマイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、対応する規定を改めます。

(第1条による改正中第90条第2項～第3項関係)

(6) 固定資産税の減額に係る特定マンションの特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定の新設及び地方税法の改正による条ズレに伴い、対応する規定を改めます。

(第1条による改正中附則第10条の2、附則第10条の3、附則第10条の4関係)

(7) 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例の新設に伴い、対応する規定を改めます。

(第1条による改正中附則第16条の2の2関係)

(8) その他文言の訂正など所要の改正を行います。

(第1条による改正中第90条第2項、第142条関係)

(9) この条例は令和7年4月1日から施行します。(ただし、一部は令和8年1月1日、令和8年4月1日、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行)

(改正附則第1条関係)

(10) 公示送達に関する経過措置を定めます。

(改正附則第2条関係)

(11) 市民税に関する経過措置を定めます。

(改正附則第3条関係)

(12) 固定資産税に関する経過措置を定めます。

(改正附則第4条関係)

(13) 軽自動車税に関する経過措置を定めます。

(改正附則第5条関係)

(14) 市たばこ税に関する経過措置を定めます。

(改正附則第6条関係)